

平成13年12月20日 制定・施行

平成 29 年 4 月 1 日 一部改正・施行

令和元年 10 月 30 日 一部改正・施行

## 第1章 総則

### 第1節 目的

(建学の精神、使命・目的、人材養成に関する目的)

第1条 羽衣国際大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に則り、「愛真教育」を基盤とした「自由・自主・自律・個性尊重の人間教育」を通して、社会に有為な人材を育成することを建学の精神とし、これからの共生社会において主体的に行動する実践的職業人の育成を使命・目的とする。

2 前項の目的を達するため、大学全体及び学部、学科ごとに人材の養成に関する目的、その他教育研究上の目的を次のように定める。

#### (1) 大学全体

学内外における幅広い学びを通して、人間、社会、文化、地域について豊かな教養と専門的な知見、国際的視野を身につけ、生涯にわたって能動的、自立的に学び続ける基盤を備えた人材の育成を目的とし、そのための教育研究を推進するため、現代社会学部、人間生活学部の2学部を置く。

#### (2) 現代社会学部

現代社会において必要とされる基礎的な知識とスキルを身につけ、経済、社会、メディア、映像等の分野を学際的、複合的に学び、将来関係する諸分野で十分に能力を発揮し変化に即応できる柔軟で実践的な人材の育成を目的とし、そのための教育研究を推進するため、現代社会学科と放送・メディア映像学科の2学科を置く。

##### ア 現代社会学科

今日の経済社会において必須とされる基礎的な知識と教養および基本的技能を修得し、その上で広く経済・経営、国際英語、観光、スポーツ、の諸分野について学び、選択した分野についての専門性を深めた人材の育成を目的とし、それぞれの分野において実践的職業人を育成するための教育研究を推進する。

##### イ 放送・メディア映像学科

放送や情報、映像についての深い知識と技術を持ち、コンテンツ制作やプログラミング開発、システム構築における技術力、プロデュース能力、マネジメント能力によって高度情報通信社会に広く貢献し、メディアへの深い理解力を兼ね備えた人材の育成を目的とし、それぞれの分野において実践的職業人を育成するための教育研究を推進する。

#### (3) 人間生活学部

人間生活にかかわる学問分野において専門的知識を修得し、人及び環境と調和しつつ自らも生きる力に満ちた人材の養成を目的とし、そのための教育研究を推進するため、食物栄養学科と人間生活学科の2学科を置く。

##### ア 食物栄養学科

人間生活についての深い知識と技術を持ち、生命、健康維持の基礎である「食」の領域で社会に貢献する、豊かな人間性をもった管理栄養士の養成を目的とし、そのための教育研究を推進する。

##### イ 人間生活学科

人間生活についての深い知識と技術を持ち、温かい心で家庭生活を総合的にマネジメントでき、地域社会をリードする人材、及び豊かな感性と創造力並びに教養を兼ね備えた製菓衛生師の養成を目的とし、そのための教育研究を推進する。

3 本学は、地域社会から信頼される高等教育機関として、地域社会との連携を図り、産業、生活、文化

を振興するための教育，カリキュラムの研究と開発を推進する。

- 4 本学が設置する学部・学科及び各種資格課程の授業科目は原則として下記の場所において行い，関連法規に基づき定められた学外実習等を行う。

大阪府堺市西区浜寺南町1丁89の1

(自己点検，評価)

第2条 本学は，教育研究水準の向上を図り，前条の目的及び社会的使命を達成するため，教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行ない，その結果を公表するものとする。

- 2 前項の点検及び評価の結果に基づき，法令に従い文部科学大臣の認証を受けた機関による認証評価を受けるものとする。

- 3 前2項に定める点検及び評価に関する必要な事項は，別に定める

### 第2節 組織

(学部，学科及び定員)

第3条 本学に，次の学部及び学科を置く。

現代社会学部 現代社会学科  
放送・メディア映像学科  
人間生活学部 食物栄養学科  
人間生活学科

- 2 前項に定める学部・学科の入学定員，編入学定員及び収容定員は，次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
現代社会学部	現代社会学科	106名	2名	428名
	(現代社会学科公民専攻)	(20名)	(—)	(80名)
	放送・メディア映像学科	60名	0名	240名
人間生活学部	食物栄養学科	70名	10名	300名
	人間生活学科	55名	1名	222名

- 3 前項中，現代社会学部現代社会学科に設置している公民専攻については定員を20名とし，現代社会学科の定員106名の内数とする。

- 4 第2項中，人間生活学部人間生活学科に設置している介護福祉士養成課程に係る生活福祉コースの学級数及び定員は1クラス20名とする。同コースは，平成29年度以降，募集停止する。

- 5 第2項中，平成29年度以降，人間生活学部人間生活学科に製菓衛生師養成課程として食クリエイトコースを設置し，学級数及び定員は1クラス25名とする。

- 6 本学に教職課程を次のとおり置く。

教員の免許状の種類 (免許教科)	学部・学科・コース	定員
高等学校教諭一種免許状 (公民)	現代社会学部現代社会学科公民専攻	20名
高等学校教諭一種免許状 (情報)	現代社会学部放送・メディア映像学科	55名
栄養教諭一種免許状	人間生活学部食物栄養学科	70名
高等学校教諭一種免許状 (福祉)	人間生活学部人間生活学科生活福祉コース	20名
中学校教諭一種免許状 (家庭)	人間生活学部人間生活学科生活マネジメントコース (人間生活学部人間生活学科生活総合専攻)	40名
高等学校教諭一種免許状 (家庭)	人間生活学部人間生活学科生活マネジメントコース (人間生活学部人間生活学科生活総合専攻)	40名

※ただし，上表中，高等学校教諭一種免許状 (福祉) については平成29年度より募集を行わない。

※ただし，上表中，中学校教諭一種免許状 (家庭) と高等学校教諭一種免許状 (家庭) の学部・学科・コースは，平成29年度より人間生活学部・人間生活学科・生活総合専攻とする。

(附属研究機関)

第4条 本学の目指す教育及び研究活動の一層の推進を図るために、附属研究機関として附属研究所及び図書館を置く。

2 前項の附属研究所及び図書館に関する事務は、学術情報・地域連携センターが扱う。

3 前2項の機関に関する必要な事項は、別に定める。

(場所・位置)

第5条 (削除)

### 第3節 職員組織

(職員組織)

第6条 本学に、次の教職員を置く。

- (1) 学長，学部長，学科長
- (2) 教授，准教授，講師，助教，助手
- (3) 事務職員及びその他必要とする職員

2 必要に応じ副学長等を置くことができる。

3 教職員の任免その他の人事に関する必要な事項は、別に定める。

(学長・副学長・学部長)

第7条 学長は、本学を代表し、所属教職員を統督する。

2 副学長は、学長を助け、又は学長より命を受けた校務をつかさどる。

3 学部長は、学長の命を受けて、当該学部を統括する。

(事務組織)

第8条 本学に、学務事務等を処理するため、学務・事務組織を置く。

2 前項の学務事務等組織に関する必要な事項は、別に定める。

### 第4節 企画運営本部会議及び教授会

(企画運営本部会議)

第9条 本学に、学長の校務統括を補佐するため、企画運営本部会議を置く。

2 企画運営本部会議に関する必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第10条 各学部の教育研究に関する事項について審議し、学長に対して意見を述べる専門機関として各学部に教授会を置く。

2 全学的な教育研究に関する事項について審議し、学長に対して意見を述べる専門機関として全学教授会を置く。

3 教授会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 教授
- (2) 准教授、講師及び助教

4 学部長は各学部教授会を招集し、その議長となり、学長は全学教授会を招集し、その議長となる。

5 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学，卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

(4) 前号の学長が定める事項については、別に定める学長裁定によるものとし、教授会に周知するものとする。

6 教授会は、前項に規定するもののほか、学長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

7 前2項に関する事項を検討するため、教授会は必要な専門組織を設けることができる。

8 教授会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

## 第5節 学年、学期及び休業日

### (学年)

第11条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (学期)

第12条 学年を原則として次の2期に分ける。

前期 4月1日に始まり、9月20日に終わる。

後期 9月21日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 前項の前期並びに後期のそれぞれの学期を1 Semesterとする。

3 学長は、前項に定める学期について、事情により、学期の数又は期間を変更することができる。

### (休業日)

第13条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

(3) 本学の創立記念日（5月2日）

(4) 夏期休業（8月1日から9月16日までを原則とする。）

(5) 冬期休業（12月24日から翌年1月8日までを原則とする。）

(6) 春期休業（3月21日から3月31日までを原則とする。）

2 必要のある場合、学長は、前項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 学長は、特に必要があると認めるときは、休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

## 第2章 学部及び学科

### 第1節 修業年限及び在学年限

#### (修業年限)

第14条 本学の修業年限は4年とする。

#### (在学期間)

第15条 本学の在学年限は、8年を超えることができない。ただし、編入学、転入学及び再入学した学生は、その者の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

### 第2節 入学

#### (入学の時期)

第16条 本学に入学する時期は、毎学年の初めとする。ただし、外国人留学生、帰国生徒その他再入学及び転入学等学長が認めた者は、学期の初めとすることができる。

#### (入学資格)

第17条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号）

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第

13号。以下「旧規程」という。)による大学入学資格検定(以下「旧検定」という。)に合格した者を含む。)

(8) 本学における個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(早期入学)

第17条の2 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者であって、特に優れた資質を有すると認めるものを、入学させることができる。

(1) 高等学校に2年以上在学した者

(2) 中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は高等専門学校に2年以上在学した者

(3) 外国において、学校教育における9年の課程に引き続き学校教育の課程に2年以上在学した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設(高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定したものを含む。)の当該課程に2年以上在学した者

(5) 前条第5号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において2年以上在学した者

(6) 文部科学大臣が指定した者(平成13年文部科学省告示第167号)

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則第4条に定める試験科目の全部(試験の免除を受けた試験科目を除く。)について合格点を得た者(旧規程第4条に規定する受検科目の全部(旧検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。)について合格点を得た者を含む。)で、17歳に達した者

(入学志願者の出願)

第18条 本学への入学を志願する者は、所定の入学願書と入学検定料及び別に定める書類を添えて、所定の期日までに願出しなければならない。

(入学者の選考)

第19条 前条の入学志願者については、学科試験、面接等の方法により選考を行ない、合格者を決定する。

2 入学志願者の選考に関する必要な事項は、別に定める。

(入学手続き及び入学許可)

第20条 前条の選考の結果に基づき合格した者は、所定の期日までに、誓約書、身元保証書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金、学費及びその他の納付金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第21条 提出すべき書類の保証人は、父又は母(父又は母なき者はこれに代わる者)とする。

2 保証人は、その学生の在学中、本人に係る一切の事項につき連帯の責任を負うものとする。

3 本人、保証人に転居、改名等の異動があったときには、直ちにその旨を届けなければならない。

4 保証人が死亡その他の事由によりその責を果たし得なくなったときは、新たに保証人を定めなければならない。

(学籍)

第22条 第20条第1項に定める入学の手続きをした者は、本学の学籍に入れ、学籍簿に登録する。

2 前項に定めるところにより、本学の学籍を有する学生は、本学則その他別に定める規程に基づき、学生の身分に伴う権利を有し、義務を負うものとする。

(編入学・転入学・再入学)

第23条 本学への編入学又は転入学若しくは再入学を志願する者があるときは、選考の上、学長は相当年次に入学を許可することができる。

2 本学の第3年次及び第2年次に編入学又は転入学することができる者は、次のとおりとする。

(1) 第3年次に入学できる者は、次の一に該当する者とする。

ア 他の大学で2年以上在学した者

- イ 他の大学を卒業した者
  - ウ 短期大学，高等専門学校，国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
  - エ 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）附則第 7 条に定める従前の規定による高等学校，専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し，又は卒業した者
  - オ 専修学校の専門課程のうち，学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 186 条第 1 項に定める基準を満たすものを修了した者で，学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 90 条第 1 項に定める大学入学資格を有する者
  - カ 高等学校の専攻科の課程（修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る）を修了した者（ただし，学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 90 条第 1 項に規定する者に限る。）
  - キ 本学における個別の編入学資格審査により，これらの者と同等以上の学力があると認められた者
- (2) 第 2 年次に入学できる者は，次の一に該当する者とする。

- ア 他の大学で 1 年以上在学した者
  - イ 短期大学，高等専門学校，国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
  - ウ 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）附則第 7 条に定める従前の規定による高等学校，専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し，又は卒業した者
  - エ 専修学校の専門課程のうち，学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 186 条第 1 項に定める基準を満たすものを修了した者で，学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 90 条第 1 項に定める大学入学資格を有する者
  - カ 高等学校の専攻科の課程（修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る）を修了した者（ただし，学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 90 条第 1 項に規定する者に限る。）
  - キ 本学における個別の編入学資格審査により，これらの者と同等以上の学力があると認められた者
- 3 本学に再入学することができる者は，本学を退学した者又は除籍された者で再び入学を志願する者とする。
- 4 第 2 項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については，別途定める要項に従い，教授会の意見を聴き，学長が決定する。
- 5 編入学，転入学及び再入学に関する必要な事項については，別に定める。

### 第 3 節 教育課程及び履修方法

#### （教育課程の編成方針）

第 23 条の 2 本学においては，第 1 条に規定する建学の精神及び使命・目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し，4 年一貫した教育を行うため体系的に教育課程を編成するものとする。

#### （授業科目）

第 24 条 本学の教育課程における授業科目は，その内容により，現代社会学部にあつては，基礎力養成科目，専門科目，単位互換専門科目等とし，人間生活学部にあつては，基礎教養科目，実務技能科目，学外研修分野，基礎科目，専門基礎科目，専門科目，専門発展科目，卒業研究，資格指定専門科目等とする。但し、平成 29 年度以降は全学共通の基盤教育科目と、各学部・学科等の専門科目、全学共通の専門科目等とする。

- 2 本学の学科目の種類，単位数等については，別に定める。
- 3 教育上必要あるときは寄附講座科目等を設けることができる。
- 4 図書館司書資格取得，博物館学芸員資格取得，介護福祉士国家試験受験資格取得，管理栄養士国家試験受験資格，栄養士免許取得その他資格取得に必要な授業科目，単位数等については，別に定める。

#### （授業科目の履修）

第 25 条 学生は，所属する学部・学科に割り当てられた教育課程を，次の各号に定めるところにより，履修しなければならない。

- (1) 開設授業科目は、第1年次から第4年次までにおいて履修する。
- (2) 必修授業科目は、卒業までにその全部の単位を修得しなければならない。選択授業科目は、卒業までに規定の単位数以上を修得しなければならない。

(単位の計算方法)

第26条 各授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業方法に応じ当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準より計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験・実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 前各号の規定にかかわらず、教育上特に必要があると学長が認める場合は、単位の計算方法を変更することができる。
- (5) 第1号から第3号の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して、教学委員会で審議し、単位を認定することが適切と学長が認める場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を別に定めることができる。

(1セメスターの授業時間)

第27条 1セメスターの授業を行なう期間は、15週にわたることを原則とする。

- 2 教育上特別の必要があると認められる場合は、前項に定める期間より短い特定の期間において授業を行なうことができる。

(履修届)

第28条 学生の履修については、学期初めに届け出て、担当教員の承認を受けなければならない。

(履修科目登録単位数の上限)

第29条 学生が各学年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1セメスターに履修科目として登録することのできる単位数の上限は、原則として24単位以内とする。ただし、教学委員会で審議し、学長が認めた集中講義科目、要卒単位外の資格関連科目については、この限りではない。

- 2 その他制限単位数を超える履修登録を認める場合は、教学委員会で審議し、学長の許可を得なければならない。

(単位の認定)

第30条 学長は、授業科目を履修し、単位認定の要件を満たした者には、所定の単位を与える。

- 2 単位の認定は、あらかじめシラバス等によって示された成績基準により所定の成績を収めた者に対して行う。
- 3 出席時間数3分の2（介護実習のみ5分の4）に満たない者は、単位認定を受けることができない。

(試験等の評価)

第31条 授業科目の試験の成績は、秀（90点以上）・優（80点～89点）・良（70点～79点）・可（60点～69点）・不可（59点以下）の5種の評語をもって表わし、秀・優・良・可を合格とし、所定の単位を与える。

- 2 単位の修得及び試験については、別に定める。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第32条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより、他の大学又は短期大学等において履修した授業科目について修得した単位を60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学等に留学する場合にも準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第33条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行なう短期大学又は高等専門学校の専攻科における

学修，その他文部科学大臣が別に定める学修を，本学における授業科目の履修とみなし，本学の定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は，前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第34条 学長は，教育上有益と認めるときは，学生が本学に入学する前に，大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修により修得した単位を含む。）及び大学以外の教育施設等における学修について単位認定できる単位数の上限を，第 32 条及び第 33 条に定める認定単位数とあわせて，編入学，転入学等の場合を除き，60 単位を限度に認定することができる。

- 2 編入学者の既修得単位認定は，別に定める。
- 3 前 2 項に関する単位認定は，教授会の意見を聴き，学長が決定する。

(本学以外での履修の許可)

第35条 本学学生にして第 33 条及び第 34 条に定める大学等で授業科目履修を希望する者は，学長の許可を得なければならない。

(本学以外で履修した授業科目及び単位の取り扱い)

第36条 本学以外で修得した授業科目及び単位の取り扱いに関する必要な事項は，別に定める。

(教員免許)

第37条 教員免許を取得しようとする者は，教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に定める所用の単位を修得しなければならない。

- 2 本学の学部・学科・コースにおいて，取得できる教員免許状の種類は，次のとおりとする。

学部・学科・コース	教員の免許状の種類（免許教科）
現代社会学部現代社会学科公民専攻	高等学校教諭一種免許状（公民）
現代社会学部放送・メディア映像学科	高等学校教諭一種免許状（情報）
人間生活学部食物栄養学科	栄養教諭一種免許状
人間生活学部人間生活学科生活福祉コース	高等学校教諭一種免許状（福祉）
人間生活学部人間生活学科生活マネジメントコース	中学校教諭一種免許状（家庭）
人間生活学部人間生活学科生活マネジメントコース	高等学校教諭一種免許状（家庭）

(教員免許に関する科目の履修)

第38条 教員の免許取得資格を得るためには，卒業に必要な単位のほかに，別に定める科目の単位を修得しなければならない。

- 2 前項に定める科目の内，所定の科目については，卒業に必要な単位として計算することができる。

(教育実習の履修)

第39条 教育実習の履修については，別に定める。

- 2 教育実習を履修する者は，教育実習を履修する年度に卒業見込みであり，教育実習に先立ってそれぞれの学科，コースの教育実習事前指導を必ず履修しなければならない。
- 3 教育実習の履修は，教職委員会の審議を経て決定される。

(履修料及び教育実習費)

第40条 教員免許状を取得しようとする者は，別に定める履修料及び教育実習費を納入しなければならない。

(資格取得)

第41条 本学において，博物館学芸員の資格を取得しようとする者は，博物館法及び博物館法施行規則に定める科目を履修し，所定の所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本学において，図書館司書の資格を取得しようとする者は，図書館法及び図書館法施行規則に定める科目を履修し，所定の単位を取得しなければならない。

- 3 本学において、所定の単位を修得することにより、社会福祉主事任用の資格を取得することができる。
- 4 本学人間生活学部人間生活学科介護福祉士養成課程において、所定の単位を修得することにより、介護福祉士資格を得ることができる。
- 5 本学人間生活学部食物栄養学科において、所定の単位を修得することにより、栄養士免許を取得することができる。
- 6 本学人間生活学部食物栄養学科において所定の単位を修得することにより、管理栄養士国家試験の受験資格を得ることができる。
- 7 本学人間生活学部人間生活学科食クリエイトコースにおいて所定の単位を修得することにより、製菓衛生師試験の受験資格を得ることができる。
- 8 前7項の規定にかかわらず、卒業が認定されない者については、前第1項から6項に定める資格を取得することはできない。

(その他)

第42条 この節に定めるもののほか、授業科目の配当年次等、履修すべき科目等履修に関する必要な事項は、別に定める。

第4節 休学、復学、転学、留学、除籍及び退学

(休学)

第43条 学生が疾病その他特別の理由により引き続き2か月以上就学することができないときは、休学願いに医師の診断書又はその理由を証明する書類を添え、学長に願い出て許可を受けなければならない。

- 2 疾病のため就学することが適当でないと認められる者に対しては、学長は休学を命ずることができる。
- 3 休学した者は、その学期の試験を受けることはできない。

(休学期間)

第44条 休学期間は、休学を許可された日から当該学期末までとする。なお、引き続き休学を希望する者は、当該学期の定められた期日までに、前条第1項の手続を経れば、翌学期末まで休学することができるが、1年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、学長の許可を得て、更に1年を限度として休学期間を延長することができる。

- 2 休学期間は、連続して2年を超えることができない。また、通算して4年を超えることができない。
- 3 休学期間は、第15条に定める在学期間には算入しない。

(復学)

第45条 休学の理由が消滅したときは、学長に願い出て、復学の許可を受けなければならない。

- 2 学長は、休学期間中にその理由が消滅したと認める時は、復学を命ずることができる。
- 3 復学の時期は学期の初めとし、すでに許可された休学期間内の学期途中での復学は認められない。
- 4 復学の手続は、休学を願い出た学期内の定められた期日までに完了していなければならない。

(転学)

第46条 学生が他の大学への入学又は転入学を志願しようとするときは、保証人連署の上、その事由を付して学長に願い出て、転学の許可を受けなければならない。

(転学部、転学科)

第46条の2 学生が本学の他学部への転学部、他学科等への転学科、在籍する学科内での転専攻又は転コースを希望するときは、その事由を付して学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

- 2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

(留学)

第47条 学生が外国の大学又は短期大学等教育機関に留学を志願しようとするときは、保証人連署の上、その事由を付して学長に願い出て、留学の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第15条に定める在学期間を含めることができる。

(退学)

第48条 学生が退学しようとするときは、保証人連署の上、その事由を付して学長に願い出て、退学の許

可を受けなければならない。

(除籍)

第49条 次の各号の一に該当する学生があるときは、学長が除籍する。

- (1) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第15条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第44条に定める休学期間を超えてなお復学できない者
- (4) 死亡又は2年以上にわたり行方不明の者

2 転学、退学又は除籍した学生については、第22条に定める学籍から除くものとする。

第5節 卒業及び学位

(卒業)

第50条 本学に8 Semester、4年以上(第23条第2項の規定により編入学又は再入学した者にあつては、同条第4項に定める在学すべき年数)在学し、卒業に必要な授業科目及び単位数(現代社会学部においては128単位以上、人間生活学部においては124単位以上とする。)を修得した者については、教授会の意見を聴き、学長が卒業を認定する。

2 前項の規定にかかわらず、学長は、所定の科目を特別に優秀な成績で修得したと認めた者(編入学者を除く。)については、教授会の意見を聴き、3年以上の在学で卒業を認定することができる。その取扱いについては、別に定める。

3 学長は、前2項により卒業を認定した者に対し、卒業証書・学位記を授与する。

4 卒業認定の時期は、学年末とする。ただし、学長が特別の事情があると認める者に対しては、学期の末とすることができる。

(学位)

第51条 本学を卒業した者は、学士の学位を授与する。

2 学位については、別に定める。

第6節 賞罰

(表彰)

第52条 学生として表彰に値する行為のあつた者に対しては、学長は教授会の意見を聴き、卒業時又はその他の機会にこれを表彰することができる。

2 表彰に関する必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第53条 学長は、学生が本学の規則命令に違反し又は学生の本分に反する行為があつたときは、教授会の意見を聴き、これを懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反した者
- (5) 訓告又は停学にもかかわらず、なお改悛の見込みがないと認められる者

4 懲戒処分に関する必要な事項は、別に定める。

第7節 研究生、聴講生、特別聴講学生、科目履修生、長期履修生、委託生、研修生、客員研究員及び外国人留学生等

(研究生)

第54条 本学の学部又は附置研究所において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、学部又は附置研究所の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、学長は研究生として受け入れることを許可することがある。

- 2 研究生を志願することができる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 3 研究生の研究期間は1年とする。ただし特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。
- 4 研究生に関する必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第55条 本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生として学長は入学を許可することができる。

- 2 聴講生に関する必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第56条 本学において他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協議により、当該他大学等の学生に特別聴講学生として本学の授業科目を履修させることがある。

- 2 特別聴講学生に関する必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第57条 本学の学生以外の者で本学の特定の授業科目について履修を希望する者があるときは、本学の授業に支障のない限りにおいて、選考の上、学長は科目等履修生として履修を許可することができる。ただし、本学卒業生にあっては、選考のための検定を要しない。

- 2 科目等履修生は、第30条及び第31条の規定を準用して単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

(長期履修生)

第58条 第14条及び第15条の規定に関わらず、修業年限及び在学期間を超えて履修を希望する者があるときは、本学の授業に支障のない限りにおいて、選考の上、学長は長期履修生として履修を許可することができる。

- 2 長期履修生に関する必要な事項は、別に定める。

(委託生及び研修生)

第59条 他大学等又は地方公共団体等の機関から、本学の学部又は附置研究所の特定の分野について学生や教職員の研究・研修指導を委託したい旨の申し出があった場合は、委託する理由、これらの学生又は教職員の学歴その他必要な事項を審査し、その結果に基づき、本学の教育研究に支障のない場合に限り、委託生として受け入れることがある。

- 2 他大学等から委託された学生を委託生といい、地方公共団体等から委託された職員を研修生という。
- 3 委託生及び研修生に関する必要な事項は、別に定める。

(客員研究員)

第60条 本学に客員研究員を置くことができる。

- 2 客員研究員に関する必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第61条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、学長は外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

第8節 入学検定料、入学金、授業料及びその他の納付金等

(入学検定料、入学金、授業料及びその他の納付金等の金額)

第62条 本学の入学検定料、入学金、授業料及びその他の納付金等（以下、「学納金等」という。）の種別と金額は、別表第1のとおりとする。

- 2 前項のほか、博物館実習等実習を履修する者は、別に定めるところにより実習費を納入しなければならない。

(学納金等の納付)

第63条 学納金等は、全額一括納入又は2期に分けて所定の期日までに納入しなければならない。ただし、

特別の事情があると認められる者は、分納又は延納を認めることがある。

2 前項の学納金等の納付方法に関する必要な事項は、別に定める。

(復学の場合の学納金等)

第64条 学期の途中において復学した者は、復学した月から当該学期末までの学納金等を、復学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の学納金等)

第65条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの学納金等を納付するものとする。

(転学、退学及び停学の場合の学納金等)

第66条 学期の途中で転学又は退学した者の当該学期分の学納金等は徴収する。

2 停学期間中の学納金等は徴収する。

(休学者の学納金等)

第67条 休学を許可され又は命ぜられた者については、別表第2の在籍料を徴収する。

(最低在学年限超過者の学納金等)

第67条の2 最低在学年限超過者の学納金等については、別表第3のとおりとする。

(留学期間中の学納金等)

第67条の3 留学期間中の学納金等は徴収する。

(学納金等の免除及び徴収の猶予)

第68条 経済的理由により学納金等の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、学費等の全部又は一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 学納金等の免除及び徴収の猶予に関する必要な事項は、別に定める。

(研究生及び科目等履修生の学納金等)

第69条 研究生、科目等履修生及び特別聴講学生等の検定料及び学納金等については、別に定める。

(納付した学納金の返還等)

第70条 納付した学納金等は、事由のいかんにかかわらず一切返還しない。

#### 第9節 奨学金

(奨学金)

第71条 本学に奨学金の制度を設ける。

2 奨学金制度に関する必要な事項は、別に定める。

#### 第10節 厚生施設

(保健室)

第72条 本学に保健室を附設する。

2 保健室に関する必要な事項については、別に定める。

#### 第11節 公開講座

(公開講座)

第73条 本学は、社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する必要な事項は、別に定める。

#### 第3章 改正及び細則

(改正)

第74条 この学則の改正は、企画運営本部会議に諮り、教授会の意見を聴き、常務理事会及び理事会で議決する。

(細則)

第75条 この学則に規定するもののほか、この学則の施行について必要な事項は、別に定める。

(所在地)

第76条 本学の所在地は、大阪府堺市西区浜寺南町一丁 89 番 1 とする。

附 則

- 1 本学則は、文部科学大臣の認可の日（平成 13 年 12 月 20 日）より施行する。
- 2 第 3 条第 2 項に規定する収容定員は、平成 15 年度までの間、次のとおりとする。

	平成 14 年度	平成 15 年度
収容定員	1 年 200 名 3 年 200 名 計 400 名	800 名

附 則

- 1 本学則は、平成 16 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この学則は平成 16 年度の入学者から適用する。なお、現に在学する学生には従前の学則とする。

附 則

- 1 本学則は、文部科学大臣の認可の日（平成 16 年 11 月 30 日）より施行する。
- 2 第 3 条第 2 項に規定する人間生活学部人間生活学科の収容定員は、平成 20 年度までの間、次のとおりとする。

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
収容定員				
人間生活学部				
人間生活学科				
食物栄養専攻	80	160	240	320
介護福祉専攻	40	80	120	160
生活マネジメント専攻	50	100	150	200
合 計	170	340	510	680

- 3 この学則は平成 17 年度の入学者から適用する。なお、現に在学する学生には従前の学則とする。

附 則

- 1 本学則は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この学則は平成 18 年度の入学者から適用する。なお、現に在学する学生には従前の学則とする。

附 則

- 1 本学則は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この学則は平成 20 年度の入学者から適用する。なお、現に在学する学生には従前の学則とする。

附 則

- 1 本学則は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この学則は平成 21 年度の入学者から適用する。

附 則

- 1 本学則は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この学則は平成 22 年度入学者から適用する。

附 則

- 1 本学則は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 第 3 条第 2 項に規定する収容定員は、平成 26 年度までの間、次のとおりとする。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
収容定員				
現代社会学部				
現代社会学科	95	190	305	420
放送・メディア映像学科	55	110	165	220
人間生活学部				
食物栄養学科	70	140	220	300
人間生活学科	60	120	185	250
合 計	280	560	875	1,190

- 3 この学則は平成 23 年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 23 年度以前入学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 24 年度以前入学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 27 年 9 月 8 日から施行し、平成 27 年 8 月 1 日から適用する。ただし、第 23 条第 2 項第 1 号カ及びキ並びに同条同項第 2 号カ及びキの規定は、平成 28 年度編入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は令和元年 10 月 30 日から施行する。

別表第1 入学検定料, 入学金, 授業料等の金額 (第62条第1項関係)

1 正規学生 (金額は年額)

学部・学科 学納金の種類	現代社会学部		人間生活学部	
	現代社会学科	放送・メディア映像学科	食物栄養学科	人間生活学科
入学検定料 (※1)	30,000 円	30,000 円	30,000 円	30,000 円
入学金 (※2)	200,000 円	200,000 円	200,000 円	200,000 円
授業料 (※3)	840,000 円	840,000 円	920,000 円	870,000 円
施設設備費 (※3)	120,000 円	170,000 円	220,000 円	140,000 円
教育充実費 (※3)	130,000 円	180,000 円	130,000 円	130,000 円

※1 入学検定料は, 入学出願時に納付すること。

※2 入学金は, 入学手続時に納付すること。

※3 授業料, 施設設備費及び教育充実費は, 前期分についてはその年の4月30日までに, 後期分についてはその年の10月31日までに, それぞれ年額の半額を納付すること。ただし, その日が土曜日, 日曜日, 休日の場合は, その前日までとする。

2 長期履修生

学部・学科	学納金の種類	金額	備考
全学部・全学科	入学検定料	30,000 円	入学出願時
	入学金	200,000 円	入学出願時
	授業料	1 単位料 (授業料年額 ÷ 正規学生の年間履修登録可能単位数 48 単位) × 年間履修登録単位数	
	施設設備費	正規学生の4年間相当額 ÷ 長期履修予定年数	
	教育充実費	正規学生の4年間相当額 ÷ 長期履修予定年数	

別表第2 休学者の在籍料 (第67条関係)

学期	金額
1 学期あたり	100,000 円

別表第3 最低在学年限超過者の学納金等 (第67条の2関係)

学部・学科	学期	金額
全学部・全学科	1 学期あたり	1 単位料 ((標準修業年限の最終学年の授業料 + 施設設備費 + 教育充実費) ÷ 正規学生の1 学期履修登録可能単位数 24 単位, 1,000 円未満は切り捨て) × 1 学期履修登録単位数とする。ただし, 25 単位以上を履修登録した場合は, 標準修業年限の最終学年の授業料の授業料, 施設設備費及び教育充実費のそれぞれ年額の2分の1とする。